

IEEE/OES Japan Chapter Young Researcher Award 選考ガイドライン

提案 2008 年 12 月 27 日

修正 2015 年 8 月 4 日

修正 2016 年 7 月 8 日

修正 2021 年 8 月 23 日

1. IEEE OES Japan Chapter Young Researcher Award を設ける。
2. 対象とする会議は、IEEE OES または IEEE OES Japan Chapter が主催または共催する国際学術会議および国内学術会議とし、Chapter 幹事会において定める。同一の会議が複数の年で授賞の対象となることを妨げない。
3. 対象会議名は、公募時に Chapter ホームページに掲載する。
4. 選考の対象者は IEEE OES Japan Chapter 会員もしくは受賞時点までに会員申請をすませたもので、39 歳以下の筆頭著者で発表者とする。選考の対象者が学生の場合は、35 歳以下の筆頭著者で発表者を対象とする。ただし、大学等の教育機関を卒業、修了、或いは退学した後、2 年を超える就業期間をすぎて再び、企業、団体等に在籍したまま大学等の教育機関において学ぶ社会人学生は、Award 選考に際して学生ではなく、一般社会人の扱いとする。
5. 受賞者数は 1 名（対象者の 10%以内）とし、年 1 回 10 月ごろに表彰選考を行う。
6. IEEE OES からの受賞済み論文は対象外とする。
7. 受賞者は審査委員会において決定する。審査委員長と審査委員および幹事は、幹事会での協議・承認を経て、議長が総会で報告を行う。審査委員は委員長を含めて 3 名以上とする。
8. 選考は、論文の内容、発表技術を含めて審査し、審査委員の評点を集計し優秀な論文を選定する。審査委員長は受賞理由を取りまとめて Chapter Chair に報告する。
9. 対象論文の共著者が審査委員に含まれる場合、この審査委員は共著となっている対象論文の選考には関与しない。
10. 推薦者は、別途定める推薦書により候補者を、募集期限内に選考委員会に推薦する。
11. 推薦者は IEEE 会員とする。自薦も受理する。
12. 受賞者には賞状と賞金を授与する。
13. 賞金は受賞者の所得として扱い、受賞者には適正な会計処理を指導する。
14. 受賞決定後すみやかに受賞者氏名、論文題目等を Chapter ホームページに記載するとともに、IEEE Japan Council に通知する。
15. 本ガイドラインの変更は、IEEE OES Japan Chapter 運用内規の規定に準じ、幹事会の審議承認事項とする。
16. 本ガイドラインを Chapter のホームページに掲載する。